

合志市創業融資制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）に基づき、創業を行う若しくは創業を行った個人又は法人に対して、必要な資金の融資を金融機関と協調して行うことにより、市内産業の健全な発展及び振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 合志市中小企業等振興基本条例（平成22年条例第12号）第2条第1項に定めるところによる。
- (2) 取扱金融機関 合志市内に支店を有する金融機関で肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本信用組合とする。

(融資の対象)

第3条 融資の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 信用保証協会の保証対象とする者
- (2) 市内に住所及び事業所を有する者
- (3) 法第113条第1項の認定を受けた市の創業支援事業計画に記載された特定創業支援事業を受けた者として市長が認定した者であること。
- (4) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 6月以内に新たに事業を開始する創業者
 - イ 6月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する創業者
 - ウ 事業を開始した日以後3年を経過していない創業者である中小企業者
 - エ 会社設立の日（法人登記日）以後、3年を経過していない創業者である中小企業者
- (5) 市税に滞納がないこと。
- (6) 取扱金融機関の取引停止処分を受けていないこと。
- (7) 協会に対して代位弁済による求償債務（連帯保証によるものを含む。）がないこと。

(融資条件)

第4条 創業融資制度の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 1,000万円以内

- (2) 融資期間 10年以内
- (3) 資金の用途 創業により行う事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金。ただし、新たに会社を設立するための資本金（株式取得資金）は対象としない。
- (4) 返済方法 均等分割返済とする。ただし、1年以内の据置期間を設けることができる。
- (5) 貸付形式 証書貸付
- (6) 貸付利率 別表のとおりとする。
- (7) 信用保証料率 年0.80%とし、会計参与を設置していることを登記により確認できる場合は0.10%を減じた料率を適用する。
- (8) 担保・保証人
担保 物的担保は徴求しない。
保証人 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。
- (9) 免責的債務引受け 第3条第1項第4号のイによる個人が会社を設立し、当該会社により事業を開始した場合には、当該個人の会社設立及び事業開始に係る借入債務を会社に全部引受けさせたうえ、当該個人債務を免れさせるものとする。

(融資の申込み)

第5条 合志市創業融資制度を利用しようとする者は、合志市創業融資申込書（様式第1号）に、創業計画書及びその他の必要書類を添えて、合志市商工会（以下「商工会」という。）を經由し、取扱金融機関に申込みものとする。

(金融機関の協力)

第6条 取扱金融機関は、本市と緊密な連絡を図り、融資に関しては、その目的に積極的に協力するとともに、その運用を明らかにしなければならない。また、融資の申込みを受けたときは、速やかに審査して、融資を行わなければならない。

2 取扱金融機関は、融資の申込みを受けたときは、当該申込みをした者が創業融資制度を利用する要件を満たしているか確認しなければならない。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

3年以内	固定	年1.00%以内
5年以内	固定	年1.10%以内
7年以内	固定	年1.30%以内
7年超	固定	年1.45%以内